

(照会代表窓口)
社会保険業務センター
企画調整課 原、樫本
電話直通 5344-1109

平成20年5月2日
社会保険庁

年金給付に関する事務処理誤り等について

社会保険業務センターでは、2ヶ月に一度の約4000万件の年金支払業務のほか、毎月約400万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した標記新規事案について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。

また、詳細については、社会保険業務センターつうしんに掲載し、職員に周知徹底することとしています。

<事案1>時効特例給付に関する支給誤り

① 概要

社会保険業務センターにおいては、平成19年7月に施行された年金時効特例法に基づき、年金記録の訂正等が行われ、時効特例給付の支給申請を行った方について、速やかに、時効消滅した年金額を計算し支給決定を行うこととしているが、今般、その支給決定の事務処理に一部誤りがあったため、特例給付金の過払いが生じていることが判明した。

(例1) 同一人の時効消滅期間にかかる支給決定を重複して行っていた。

(例2) 時効特例給付金の計算の際に、加給年金が停止されているにもかかわらず支給していた。

② 原因

時効特例法にかかる事務処理において、審査時の確認及び入力処理後の最終確認作業が不十分だったことによるもの。

③ 影響

(例1) 過払い 2件 (約54万円、約23万円)

(例2) 過払い 1件 (約189万円)

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びを行い、正しい支払額をお知らせしたうえで、後日、過払い分を返納していただくことでご了解をいただいた。

＜事案2＞ 遺族厚生年金及び遺族共済年金の給付誤り

① 概要

平成19年4月に「遺族年金制度の見直し」が施行され、遺族厚生年金（遺族共済を含む）と老齢厚生年金（退職共済を含む）の受給権を有した場合には、これまでの選択制を廃止し、老齢厚生年金を全額支給し、遺族厚生年金は、老齢厚生年金の額を差引いた残額を支給することとされたところであるが、今般、遺族厚生年金又は遺族共済年金（旧三共済）を受給する方の一部について、その年金額計算処理が誤っていたため、過払いまたは未払いが生じていることが判明した。

（例1）老齢厚生年金の基本額が増額された方の一部について、その内容が機械連動せず、遺族厚生年金の支給額が減額されていなかった。

（例2）遺族厚生年金と遺族共済年金の二つの受給権を有している方のそれぞれの年金額（支給額）は、その基本額に応じた比率を乗じて算出することとしているが、旧三共済（NTT、JR、JT）の遺族共済年金の比率を求める算出式が誤っていた。

② 原因

平成19年4月に稼動した「遺族年金制度の見直しに係るシステム開発」のプログラム誤りによるもの。

③ 影響

（例1）過払い 51件（総額 約154万円）

（例2）過払い 50件（総額 約184万円）

未払い 7件（総額 約20万円）

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びの手紙、正しい年金額を記載した通知書を送付するとともに、未払いの方には、未払い金を速やかにお支払いし、過払いの方には、過払い金の返納方法等についてご相談をさせていただく。

なお、プログラム修正については対応済。